

新旧対照表

2026年5月15日  
 三菱UFJ e スマート証券  
 変更箇所は下線部

「マネーコネクト自動入出金サービス規定」新旧対象表

新	旧	備考
<p><b>第2条（利用条件）</b></p> <p>3. 本サービスは、スムーズ入金登録口座の表示画面において連携金融機関以外の金融機関の預金口座を有効としているお客様はお申込みいただけません。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><b>第4条（自動入金サービスの内容）</b></p> <p>1. 自動入金サービスの対象となる取引は次の各号のとおりとなります。</p> <p>(1) 国内株式（買注文）</p> <p>(2) IPO・PO（購入申込）</p> <p>(3) 単元未満株式「プチ株<sup>®</sup>」（買注文、定期積立サービス「プレミアム積立<sup>®</sup>」）</p> <p>(4) 投資信託（買注文、定期積立サービス「プレミアム積立<sup>®</sup>」）</p> <p>(5) <u>債券（買注文）</u></p> <p>(6) <u>信用取引（新規建注文）</u></p>	<p><b>第2条（利用条件）</b></p> <p>3. 本サービスは、次の各号に該当するお客様はお申込みいただけません。</p> <p>(1) <u>信用口座を開設している場合</u></p> <p>(2) スムーズ入金登録口座の表示画面において連携金融機関以外の金融機関の預金口座を有効としている場合</p> <p>4. <u>本サービスを用いた取引は、SLA（サービス品質保証）規程の適用対象外となります。</u></p> <p><b>第4条（自動入金サービスの内容）</b></p> <p>1. 自動入金サービスの対象となる取引は次の各号のとおりとなります。<u>但し、第1号、第2号、第3号の買注文、第4号の買注文に掲げる取引は、当面の間、お客様がauじぶん銀行を指定金融機関とする場合に限り自動入金サービスの対象となります。</u></p> <p>(1) 国内株式（買注文）</p> <p>(2) IPO・PO（購入申込）</p> <p>(3) 単元未満株式「プチ株<sup>®</sup>」（買注文、定期積立サービス「プレミアム積立<sup>®</sup>」）</p> <p>(4) 投資信託（買注文、定期積立サービス「プレミアム積立<sup>®</sup>」）</p>	<p>第3項（1）号を削除し、3項のみに修正</p> <p>第4項を削除</p> <p>削除</p> <p>（5）号、（6）号を追記</p>

<p>3. 自動入金サービスは、第 1 項各号の取引において、お客様の当社<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）</u>残高が当該各取引によりお客様にお支払いいただく購入代金、手数料その他諸費用の額（以下「取引必要額」といいます。）に不足する場合及びお客様の<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）</u>残高に不足が発生している場合に、指定金融機関との間の口座振替契約に基づき、銀行残置額を除いた金額を上限として、当該不足額をお客様の指定金融機関の預金口座から自動的に引落して当該不足額の支払いに充当するサービスです。残高不足等何らかの理由（残高不足ではないにもかかわらず当社が引落し処理のための手続を開始した後一定の時間を経過してもその処理が完了しない場合等、原因がお客様にはない場合を含みます。）で引落しができなかつた場合は、お客様は当社<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）</u>に当該取引に必要な金額を入金していただく必要がございます。</p> <p>4. 自動入金サービスによる引落しは以下のとおり実施されます。</p> <p>(1) お取引のご注文時、または受託済みのご注文訂正時に当該お取引に係る取引必要額の見込み金</p>	<p>3. 自動入金サービスは、第 1 項各号の取引において、お客様の当社<u>口座の預り金</u>残高が当該各取引によりお客様にお支払いいただく購入代金、手数料その他諸費用の額（以下「取引必要額」といいます。）に不足する場合及びお客様の<u>現金勘定</u>に不足が発生している場合に、指定金融機関との間の口座振替契約に基づき、銀行残置額を除いた金額を上限として、当該不足額をお客様の指定金融機関の預金口座から自動的に引落して当該不足額の支払いに充当するサービスです。残高不足等何らかの理由（残高不足ではないにもかかわらず当社が引落し処理のための手続を開始した後一定の時間を経過してもその処理が完了しない場合等、原因がお客様にはない場合を含みます。）で引落しができなかつた場合は、お客様は当社<u>口座</u>に当該取引に必要な金額を入金していただく必要がございます。</p> <p>4. 自動入金サービスによる引落しは以下のとおり実施されます。</p> <p>(1) お取引のご注文時、または受託済みのご注文訂正時に当該お取引に係る取引必要額の見込み金</p>	<p>「口座の預り金」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）」に変更</p> <p>「現金勘定」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高」に変更</p> <p>「口座」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）」に変更</p>
---	--	--

<p>額（当該時点における株価等に応じた見積り金額をいい、次号、第6項及び第5条第2項において「取引必要額（暫定）」とといいます。）の引落しを行います。当該引落しができなかった場合は、当該ご注文の発注、及びご注文の訂正はできないものとします。また、本号に基づく引落しの時点において第5条第2項に定めるお客様の当社<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高の不足額が生じている場合も、当該ご注文は受託できないものとします。</u></p> <p>(2) 取引必要額（暫定）がご注文いただいたお取引の約定後に確定する取引必要額（次項及び第5条第2項において「取引必要額（確定）」とといいます。）に不足する場合、当該お取引の注文日の当社が定める時刻より当該不足金の引落しを行います。その際にお客様の指定金融機関の預金残高が当該不足金の額に満たなかった場合は入金を行わず、翌朝までに不足金が解消されなかった場合、<u>注文は取消、もしくは、立替金が発生します。なお、立替金が発生した場合、お客様は当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に当該取引に必要な金額を入金していただく必要がございます。</u></p>	<p>額（当該時点における株価等に応じた見積り金額をいい、次号、第6項及び第5条第2項において「取引必要額（暫定）」とといいます。）の引落しを行います。当該引落しができなかった場合は、当該ご注文の発注、及びご注文の訂正はできないものとします。また、本号に基づく引落しの時点において第5条第2項に定めるお客様の当社<u>口座の現金勘定</u>の不足額が生じている場合も、当該ご注文は受託できないものとします。</p> <p>(2) 取引必要額（暫定）がご注文いただいたお取引の約定後に確定する取引必要額（次項及び第5条第2項において「取引必要額（確定）」とといいます。）に不足する場合、当該お取引の注文日の当社が定める時刻より当該不足金の引落しを行います。その際にお客様の指定金融機関の預金残高が当該不足金の額に満たなかった場合は入金を行わず、翌朝までに不足金が解消されなかった場合、<u>注文は取消しされます。</u></p>	<p>「現金勘定」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高」に変更</p> <p>「注文は取消しされます。」を「注文は取消、もしくは、立替金が発生します。なお、立替金が発生した場合、お客様は当社口座に当該取引に必要な金額を入金していただく必要がございます。」に変更</p>
---	---	---

<p>(3) お客様の当社<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高</u>の不足額がある場合は、第2号に定める引落とし処理を行う際、当該不足額の引落としを第2号に定める不足金の引落としに優先して行います。また、この場合は、当該不足額が解消されるまでの間、第2号に定める不足金の有無にかかわらず、第2号に準じて毎営業日に当該不足額の引落とし処理を行います。</p>	<p>(3) お客様の当社<u>口座内の現金勘定</u>の不足額がある場合は、第2号に定める引落とし処理を行う際、当該不足額の引落としを第2号に定める不足金の引落としに優先して行います。また、この場合は、当該不足額が解消されるまでの間、第2号に定める不足金の有無にかかわらず、第2号に準じて毎営業日に当該不足額の引落とし処理を行います。</p>	<p>「<u>口座内の現金勘定</u>」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高」に変更</p>
<p>5. 前項の規定にかかわらず自動入金サービスによる定期積立サービス「<u>プレミアム積立®</u>」の引落しは以下のとおり実施されます。</p> <p>(2) 同一日の対象定期積立が複数ある場合、その全積立額に対して、お客様の当社<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高</u>が不足する場合、その不足額の引落としを行います。但し、お客様の指定金融機関の預金残高（銀行残置額を除く。）が、その不足額に満たない場合、引落しは行なわれません。その場合、お客様の当社<u>現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高</u>で注文可能な分は以下順序にて注文されます。</p> <p>① 外貨建投資信託の定期積立サービスのお申込み順</p>	<p>5. 前項の規定にかかわらず自動入金サービスによる定期積立サービス「<u>プレミアム積立®</u>」の引落しは以下のとおり実施されます。</p> <p>(2) 同一日の対象定期積立が複数ある場合、その全積立額に対して、お客様の当社<u>口座の現金勘定</u>が不足する場合、その不足額の引落としを行います。但し、お客様の指定金融機関の<u>預金残高</u>（銀行残置額を除く。）が、その不足額に満たない場合、引落しは行なわれません。その場合、お客様の当社<u>口座の現金勘定</u>で注文可能な分は以下順序にて注文されます。</p> <p>① 外貨建投資信託の定期積立サービスのお申込み順      ② 投資信託の定期積立サービスのお申込み順      ③ 単元未満株式「<u>プチ株®</u>」の定期積立サー</p>	<p>「<u>口座の現金勘定</u>」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高」に変更</p> <p>「<u>口座の現金勘定</u>」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高」に変更</p>

<p>② 投資信託の定期積立サービスのお申込み順</p> <p>③ 単元未満株式「プチ株®」の定期積立サービスのお申込み順</p>	<p>ビスのお申込み順</p>	
<p>6. 自動入金サービスを利用してご注文を行った後に当該ご注文が失効した場合の引落日額の全額や、取引必要額（確定）が取引必要額（暫定）を下回った場合における取引必要額（確定）への充当後の引落日額の残額は、お客様から出金をご依頼いただくまでの間、当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に留保されます。但し、お客様が、自動出金サービスをお申込みいただいた場合は、当社は、都度の出金のご依頼の有無を問わず、当社口座内の余剰金を指定金融機関の預金口座に振り替えます。</p>	<p>6. 自動入金サービスを利用してご注文を行った後に当該ご注文が失効した場合の引落日額の全額や、取引必要額（確定）が取引必要額（暫定）を下回った場合における取引必要額（確定）への充当後の引落日額の残額は、お客様から出金をご依頼いただくまでの間、当社口座に留保されます。但し、お客様が、自動出金サービスをお申込みいただいた場合は、当社は、都度の出金のご依頼の有無を問わず、当社口座内の余剰金を指定金融機関の預金口座に振り替えます。</p>	<p>「口座」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）」に変更</p>
<p>8. 前各項に定めるとおり、自動入金サービスは、お客様の当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高が取引必要額に不足する場合に、お客様の指定金融機関の預金口座の残高から銀行残置額を控除した額を上限額として当該不足額の引落しを行い、取引必要額に充当するサービスですが、当該預金口座に貸越枠が設定されている場合等において、他の事象との複合等の一定の条件が重なるこ</p>	<p>8. 前各項に定めるとおり、自動入金サービスは、お客様の当社口座の預り金の残高が取引必要額に不足する場合に、お客様の指定金融機関の預金口座の残高から銀行残置額を控除した額を上限額として当該不足額の引落しを行い、取引必要額に充当するサービスですが、当該預金口座に貸越枠が設定されている場合等において、他の事象との複合等の一定の条件が重なることにより、当社の意図によらず、当該上</p>	<p>「口座の預り金の」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）」に変更</p>

とにより、当社の意図によらず、当該上限額を超える額の引落しが行われ、取引必要額に充当される場合があります。かかる場合、当社は、当該超過額の返金、銀行残置額が留保されなかったこと又は貸越等が発生したことによりお客様に生じた損害の填補、当該充当の対象となる取引の取消しその他のお客様のご要望には一切応ずることができませんので、予めご了承ください。

#### 第4条の2（自動出金サービスの内容）

1. 自動出金サービスをお申込みいただいた場合、当社は、各営業日における当社が定める時刻に、お客様の証券口座における現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高から次項に基づき指定された証券残置額を控除した額を計算し、その額を自動出金額として、指定金融機関の普通預金口座に送金します。
2. お客様は、自動出金サービスのお申込みの際に、お客様の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に留保したい残高（以下「証券残置額」といいます。）を設定することにより、お客様の現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に任意の金額を留保することができます。また、信用取引口座を保有するお客様は、証券残置額に加えて、現金勘定（信用取引口座保証金）に留保したい

限度を超える額の引落しが行われ、取引必要額に充当される場合があります。かかる場合、当社は、当該超過額の返金、銀行残置額が留保されなかったこと又は貸越等が発生したことによりお客様に生じた損害の填補、当該充当の対象となる取引の取消しその他のお客様のご要望には一切応ずることができませんので、予めご了承ください。

#### 第4条の2（自動出金サービスの内容）

1. 自動出金サービスをお申込みいただいた場合、当社は、各営業日における当社が定める時刻に、お客様の証券口座における預り金の残高から次項に基づき指定された証券残置額を控除した額を計算し、その額を自動出金額として、指定金融機関の普通預金口座に送金します。
2. お客様は、自動出金サービスのお申込みの際に、お客様の証券口座に預り金として留保したい残高（以下「証券残置額」といいます。）を設定することにより、お客様の証券口座の現金勘定に任意の金額を留保することができます。

「口座の預り金の」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）」に変更

「証券口座の預り金として」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）に」に変更

「証券口座の現金勘定」を「現金勘定（信用取引口座保証金）に」に変更

維持率（以下「証券残置維持率」といいます。）を設定することにより、証券残置額と証券残置維持率のいずれか大きい金額を信用取引口座保証金として留保することができます。

#### 第5条 本サービスに付随するサービス

1. 本サービスを申し込むことにより、買付可能額表示サービスが利用できます。買付可能額表示サービスでは、当社現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高及び指定金融機関の預金口座の残高（銀行残置額を除く。）を合算した金額をお客様のお取引画面の所定の箇所に表示します。お客様は、このサービスにおいて表示される買付可能額は利用時点の最新情報ではない場合があること及び有価証券の購入代金に手数料その他の諸費用を加算した額が表示される買付可能額の範囲内であることが自動入金サービスの利用の条件となることを了解のうえ、買付可能額表示サービスを利用いただくものとします。なお、買付可能額表示サービスは、三菱UFJ銀行による「買付可能残高表示サービス」とは異なるサービスであり、表示される金額の更新のタイミングには差異があります。本サービスの指定金融機関を三菱UFJ銀行とし、三菱UFJ銀行による「買付可能残高表示サービス」も併用されるお客様は、ご注意ください。

#### 第5条 本サービスに付随するサービス

1. 本サービスを申し込むことにより、買付可能額表示サービスが利用できます。買付可能額表示サービスでは、当社口座の預り金残高及び指定金融機関の預金口座の残高（銀行残置額を除く。）を合算した金額をお客様のお取引画面の所定の箇所に表示します。お客様は、このサービスにおいて表示される買付可能額は利用時点の最新情報ではない場合があること及び有価証券の購入代金に手数料その他の諸費用を加算した額が表示される買付可能額の範囲内であることが自動入金サービスの利用の条件となることを了解のうえ、買付可能額表示サービスを利用いただくものとします。なお、買付可能額表示サービスは、三菱UFJ銀行による「買付可能残高表示サービス」とは異なるサービスであり、表示される金額の更新のタイミングには差異があります。本サービスの指定金融機関を三菱UFJ銀行とし、三菱UFJ銀行による「買付可能残高表示サービス」も併用されるお客様は、ご注意ください。

証券残置維持率を追記

「口座の預り金」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）」に変更

<p>2. 自動入金サービスをお申込みいただくと、<u>不足金自動振替サービス</u>（ただし、<u>信用口座開設後は不足保証金自動振替サービスも併せて「不足金自動振替サービス」といいます</u>）が自動的に付帯いたします。 不足金自動振替サービスとは、本サービスによるお取引に限らずお客様の当社現金勘定（<u>証券口座預り金または信用取引口座保証金</u>）残高に不足が発生した場合、不足金相当額をお客様の指定金融機関の預金口座から自動的に引落して当該不足額の支払いに充当するサービスです。毎営業日の当社が定める時刻に不足額を判定し、引落しを実行いたします。同サービスにより引落しを実行する場合は、お客様が本サービスに関して銀行残置額を設定している場合であっても、銀行残置額を控除せず、当該不足額の引落しを実行します。なお、お客様のお取引に係る取引必要額（暫定）が取引必要額（確定）に不足する場合における当該お取引の発注日から受渡日の前営業日までの間の不足額の引落しについては、第4条第4項第2号が適用されるものとし、受渡日の当社が定める時刻以降も残存する不足額のみを本項に定める不足金自動振替サービスの対象とするものとします。</p> <p>(2024年1月) (2024年11月)</p>	<p>2. 自動入金サービスをお申込みいただくと、不足金自動振替サービスが自動的に付帯いたします。不足金自動振替サービスとは、本サービスによるお取引に限らずお客様の当社<u>口座内の現金勘定</u>に不足が発生した場合、不足金相当額をお客様の指定金融機関の預金口座から自動的に引落して当該不足額の支払いに充当するサービスです。毎営業日の当社が定める時刻に不足額を判定し、引落しを実行いたします。同サービスにより引落しを実行する場合は、お客様が本サービスに関して銀行残置額を設定している場合であっても、銀行残置額を控除せず、当該不足額の引落しを実行します。なお、お客様のお取引に係る取引必要額（暫定）が取引必要額（確定）に不足する場合における当該お取引の発注日から受渡日の前営業日までの間の不足額の引落しについては、第4条第4項第2号が適用されるものとし、受渡日の当社が定める時刻以降も残存する不足額のみを本項に定める不足金自動振替サービスの対象とするものとします。</p> <p>(2024年1月) (2024年11月)</p>	<p>追記</p> <p>「<u>口座内の現金勘定</u>」を「現金勘定（証券口座預り金または信用取引口座保証金）残高」に変更</p> <p>改訂日変更</p>
---	--	--

2026年5月15日  
三菱UFJ eスマート証券  
変更箇所は下線部

(2025年2月) (2025年3月) <u>(2026年5月)</u>	(2025年2月) (2025年3月)	
--	------------------------	--